

事務連絡
令和2年5月7日

西宮市内指定障害児通所支援事業者様

西宮市法人指導課長

障害児通所支援事業所のサービス提供の重複を避けるための対応方針について（通知）

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の予防のため、事業所におかれましては、障害児のサービス利用自粛等があった場合、居宅への訪問による支援又は電話等による支援（以下、「電話等による支援」）を行うことにより、報酬算定を可能とする取り扱いとしております。

また、「西宮市障害児通所支援事業所向け Q&A（4月27日版）」において、複数の事業所が同一日に支援を行った場合に、事業所間の協議により報酬を按分することを可能とする旨をお示ししております。

しかしながら、複数事業所による支援が同一日に重なると、利用児童や保護者の負担が増すことも予想される為、このような事例を出来る限り少なくしていただくことが望ましいと考えられます。

つきましては、市内障害児通所支援事業所においては次のとおり取り扱っていただき、可能な限りサービス提供の重複を避けるように努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 電話等による支援の提供について

- ① 電話等による支援は、通常の支援の提供の代替手段という位置づけであるので、サービス等利用計画に基づいた利用予定日に提供を行う事を基本として下さい。
- ② サービス等利用計画に基づいた利用予定日に、事業所から複数回架電しても通じず、翌日以降に折り返し電話があり必要な支援を行った場合、最初に架電した日をサービス提供した日として請求を行って差し支えありません。

2. 電話等による支援を行う際の事業所間の連携について

- ① 対象児童が複数事業所を利用している場合、他事業所と密に連絡を取り合うことで事業所の利用実態の把握に努めて下さい。
- ② 電話等による支援を行う場合は、サービス提供の事前又は事後に他の事業所に連絡を行うなどして重複提供を避けるよう努めて下さい。

3. サービス等利用計画に位置付けがない事業所にて受け入れる際の対応方針について

障害児が日常的に利用する事業所（以下、「定例利用事業所」）がサービス提供体制を縮小したりや休業したりすることで、サービス等利用計画に位置付けられていない事業所（以下、「臨時利用事業所」）を利用する事例が想定されます。この場合、臨時利用事業所については、定例利用事業所のサービス提供日と重複することを避けるため、以下の通り取り扱うようにして下さい。

- ① 受け入れを行う際、本人又は保護者から、他に利用している事業所の情報について聞き取りを行うようにして下さい。
- ② 聞き取った事業所に対し、電話等の方法で受け入れを行う日時を伝え、重複サービスの提供を避けるように努めて下さい。

4. 同一日にサービス提供が重複した場合について

1日に報酬請求できる事業所は1事業所のみとします。なお、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬の按分については、事業所間で協議してください。

以 上

問い合わせ先

西宮市法人指導課 担当：岡井・野口

電話：0798-35-3423